

昭和九年四月一日發行

新著外國經濟雜誌主要論題

輸入割當制 (Quota system) に就いて

谷 口 吉 彦

目 次

- 一、輸入割當制の特徴
二、フランスにおける發展
三、割當制に伴ふ諸問題
四、割當制に伴ふ反響
五、自主的割當と協定的割當
六、結 論

一、輸入割當制の特徴

最近における貿易政策轉換の一形態として、數年來ことに著しく發展しつつあるものに、輸入割當制 (Quota system; Kontingent; Contingentement) がある。輸入割當制とは一定の商品の輸入數量または價額を直接に制限することによつて、國內産業を保護救済し、または國際貸借を改善し、爲替管理を實現せんとするものである。それ故にこれまた一の産業保護政策を主とするものではある。けれども從來の保護政策に比すれば、この輸入割當制は多くの點において全く新たな

る特徴を有し、そのために之をもつて貿易政策の一大轉換と看做すことが出来る程である。

第一に、保護政策としての輸入割當制の特徴は、それが直接に輸入品の數量を制限する點にある。蓋し從來の保護政策は、幼稚産業を保育するための育成關稅にせよ、獨占産業を保護するためのカルテル關稅にせよ、また最近の恐慌對策としての一般産業の救済關稅にせよ、すべて關稅の方法による保護である。¹⁾ 即ち關稅を課することによつて、外國商品の輸入價格を引上げ、之によつて間接に輸入を制限して國內産業を保護せんとするものである。²⁾ 然るにこの間接方法は、最近の國際經濟の狀勢においては、必ずしもその効果を發揮するとは限らない。³⁾ 例へば金本位制を停止し爲替相場を引下げて、謂はゆる爲替ダンピングを行ふ國に對しては、たとひ關稅を引上げても、必ずしも輸入價格を引上げ得るとは限らない。また假りに輸入價格を引上げ得たとしても、商品の種類によつては、必ずしも輸入數量の制限とはならない。そこで最も適確に輸入を制限するためには、直接方法によつて輸入の數量を制限する輸入割當制によるの外ないこととなる。それ故にこの制度もまた、最近の國際經濟における一般的動向と同じ方向において、國民主義への結成を更に力強く進める一の方法であり、それだけ貿易統制を強化する一の手段である。

第二に、輸入制限の方法がたゞに直接に行はるゝに止まらず、その數量または價額もまた、最初から一定して制限されてゐる。蓋し關稅による間接の制限では、それがどの程度の輸入數量を制限するかは、全く不定である。然るに輸入割當制では、一定商品の國內消費量と國內生産量と

1) 拙著、國際經濟の理論と問題、第2篇、第7章、參照。

2) Amini, A., L'institution du Monopole du Commerce extérieur en Perse, 1932, p. 14.

3) Dietrich, E. B., French Import Quotas (The American Economic Review, XXIII, 4, Dec. 1933, p. 663.)

を参照して、外國からの輸入總量をまづ決定する。⁴⁾次いでこの輸入總量を、(一)輸入先の諸外國に向つて、均等または比例的に割當てるか(對外的割當)、(二)自國の輸入商に向つて、各自の輸入數量を割當てるか(對內的割當)、(三)輸入總量を分割して、一ヶ月毎の輸入數量を割當てるか(季節的割當)、何れにせよ單なる輸入數量の制限に止まらず、この制限したる數量を、何等かの意味において割當を行ふものである。これ『輸入割當制』と稱せらるゝ所以であるが、この點においても著しく貿易統制の程度を進めたものと言はねばならぬ。この輸入割當ことにその對外的割當を如何に決定するかによつて、特定の輸入先に對して、特惠を與ふることも可能であり、例へば蘭領印度におけるが如く、本國商品を特別に優待することも出来る。然る時は、單なる國內産業の保護や國際貸借の改善に止まらず、その他の多くの目的のために、この手段を利用することが出来る。貿易協定が次第に個別的となり、従つて差別的となり、互惠主義または特惠主義が次第に盛行せんとする今後においては、輸入割當制は種々なる目的と形態において、將來ますます發展する勢にあると思はれる。

第三に、輸入割當制はこれまで多くの國において、法律的には緊急處分として、一時的に施行されてゐる。即ち法律事項ではなく、命令事項として實施さるゝ點も一の特徴といへる。從來の關稅による輸入制限では、關稅の賦課は租稅の賦課と類似する所から、伸縮關稅(Flexible tariff)の如き例外の場合は別として、原則として關稅の賦課は法律事項に屬するものであるが、輸入割

4) Bailey, S. H., Reciprocity and the Most-Favoured-Nation Clause. (Economica) 42, Nov. 1933, p. 433.

當制は特別の立法によらず、多くは緊急命令によることとなる。例へばフランスでは一九一〇年の關稅法第三條に認められたる緊急處分、即ちフランス政府は、フランスの貿易を妨害すべき外國政府の處置に對抗するため、緊急處分をなすの權利および義務を有するといふ規定に従つて、多くの商品に對して輸入割當制を實施しつゝある。⁵⁾從つてまたそれは期限付きの一時的制限であり、而も後に述ぶるが如く一年以内の比較的短期の期限を附するのが普通である。この點を強調するものは、輸入割當制は一時的例外的の緊急處置に過ぎず、何等貿易政策上の重要な變革ではないと主張しうるが如くであるが、併し今日ではこの一時的の緊急處分は、次第に永續的の常設制度に轉化せんとする傾向がつよい。例へばフランスの議會は、この輸入割當制の撤廢に反對しつゝあり、またフランス關稅委員會の如きも、この輸入割當制に代らんとする關稅引上案を否決しつゝあるが如きは、『割當制度をもつて、貿易政策の永續的方法と看做さんとすることを示す』⁶⁾ものと言ふことが出来る。

(註) この緊急處分は違法であると主張する者もある。例へばパリ大學法科教授 Edgard Allix 氏の如きは、政府はその權限を超越し且つその手續は違法であると主張する。その根據の第一は、一九一〇年法の本文にある *par prévision* の文字は、一八九二年法第八條に規定する禁止宣言の權限を取消すものなること。第二は如何なる場合と雖も、この特別の權限は、たと報復の手段にのみ制限されてゐると言ふにある。⁸⁾

二、フランスにおける發展

5) Dietrich, F. B., French import quotas (ibid., p. 662-663)

6) Dietrich, ibid., p. 673.

7) Dieterich, ibid., p. 674.

8) Dietrich, ibid., P. 663.

輸入に對する直接の數量的制限をなす輸入割當制は、今日ではすでに多くのヨーロッパ諸國に採用されつゝあるが、その最もよく發展せる國はフランスである。¹⁾これは言ふまでもなく、最近におけるフランスの國際的地位の變化より來る必然の結果とも言へる。元來フランスは輸入超過の國ではあつたが、之はこれまで主として外國からの遊覽客による收入と、その他の貿易外の收入とによつて決濟されつゝあつた。然るに一九三〇年の世界恐慌以來は、これら總ての貿易外收入が激減せる上に、金本位制を固守して爲替相場を維持せるために、世界各國の爲替下落國から、絶好の輸出市場として包圍攻撃をうける有様となつた。即ち『フランスは他國の輸出業者にとつて、楽しい狩獵場となつて來た。』²⁾かくして輸入の殺到は著しくなり、例へば一九三一年の上半期には、輸入超過は輸入の三〇%以上に上り、七月の食料品輸入は、前年同月に比し六一%の増加を示し、フランス經濟は次第に惡化せんとするに至つた。³⁾この對應策として採用されたのが、即ち關稅政策をより徹底せしめた所の輸入割當制である。

然らば何故に『關稅政策から割當制度へ』の轉化を試みたかをフランスについて見るに、第一にフランスはすでに關稅の七二%を通商條約により固結せしめてゐるから、『關稅の自由』を有せず、之を改訂するためには長期にわたる外交工作を必要とする。第二に安價な外國商品の侵入ことに外國政府の輸出促進策に對應するためには、從來の關稅政策では間に合はず、之を效果的に行ふためには、恐ろしく關稅を高めねばならぬ。第三にかくの如き高率關稅は、輸入品の價格を引上

1) Amini, *ibid.*, p. 14. Dietrich, *ibid.*, p. 661.

2) Dietrich, *ibid.*, p. 662.

3) Dietrich, *ibid.*, p. 662.

げ、延いて國內物價を騰貴せしむる傾向において、輸入割當制に比して遙かに強力であると主張された。およそかくの如き事情によつて、より直接にして有效なる割當制は、一八三一年八月に至り遂にラバール内閣により採用さるゝことゝなつた。フランス生産業者全國聯合會長ドウシエマン氏の次の意見の如きは、フランス産業家の代表的な意見であらう。

『われはいま外國貿易の全くの行詰りに當面してゐる。何らの見透しもつかぬ一般的不停頓状態にある。……割當制度の採用は、吾國の生産者に向つて、大なる程度に國內市場の確保を與へるであらう。そして吾國が重要な外國爲替を維持する限り、それは吾國をして、契約の自由を奪回して、新たに有利なる通商條約を協定せしめうるであらう。たゞ二つの條件を必要とする。一方には、總括的な輸入割當制は、たゞ緊急處分としてののみ許さるべきであるといふ見解を保つことの必要、他方には、あらゆる新たな關稅の規定は、わが國の關稅制度を改訂して恐慌後の新たな事情に適應せしめる可能性を留保するため禁止されねばならぬといふことである。』⁴⁾

さてフランスにおいては、輸入割當制の前身とも言ふべき輸入許可制 (License system) は、すでに一九二九年末から映畫フィルム・小麥の如き商品に行はれてゐたが、本來の意味における輸入割當制の實施されたのは、一九三一年八月の木材・酒の割當をもつて創始とする。それ以來は矢継ぎ早に、商品とその數量を指定し、翌年の七月まで一ヶ年の間に、その適用品目は急速に擴張されて、遂に一、二、三に達してゐる。今その主要なるものを示せば次の如くである。

フランスにおける輸入割當の年月および品目

一九三一年 八月 酒・木材及木材製品

九月 家畜・生肉及貯藏肉・牛乳及牛乳製品

十月 魚

4) Dietrich, *ibid.* p. 664.

5) Roorbach, G. B., *Problems in Foreign Trade*, 1933, p. 114-129.

十一月 生死家禽・卵・家兎・曲物家具・蜀黍箒・切花
十二月 砂糖・鹽干魚・バナ、

一九三二年

一月 玩具・大鎌及鎌・熊手・鍍板及鋼板・ラヂオ及部分品・電氣器具・真空塵取・珪瑯家具

二月 罐入豌豆・菜豆及人參・革・罐入魚類

三月 金物・木製家具・自動車・車體板・電氣板・機械道具・印刷機械・特定器具・度器・鋼片・蓄電池・電氣絶縁器・特定ガラス器・洋傘骨・燃絲及ガス絲・特定衣服及織物・特定紙及カード板・點火器・鐵鋼塊及片・鍍鋼輪・硫酸・水銀・金箔

四月 ストローグ及ヒーター・綿及人絹メリヤス・フェルト帽・膠

五月 編物及メリヤス機械・光學器具及科學器具・パイプ・フイテイング・フィルム・陽畫・建築用金物・沃度

六月 萬年筆及自動鉛筆・フットウエア・銀及鍍金屬品・板ガラス・窓ガラス・型ガラス・樹脂製品及テレビン油

七月 生果實

十一月 コーヒー(關稅引上げまで一時的)

一九三三年

三月 五十九品目に對し關稅引上げまで一時的に割當

四月 蜂蜜及代用品

之によりて見る時は、いかに多數の商品に對して實施せらるゝかど判る。而して最初の間は、主として農産物に對して行はれたが、^(註)第二年目の一九三二年一月からは、一般の製造品に對してもまた實施されることゝなつたことは右表によつて明らかである。

(註) 一九三二年九月ドイツのバーベン内閣によつて計畫された輸入割當制もまた、『農業綱領』の中に包含せらるゝ農産物に對する割當制であつた。之については四宮恭二氏の有益な論文に詳論されてゐる。⁶⁾

三、割當制に伴ふ諸問題

輸入割當制 (Quota system) に就いて

第三十八卷

八三七

第四號

六一

6) 四宮恭二氏、獨逸に於ける農産物輸入割當問題 (大阪商科大學經濟研究所、『經濟時報』第5卷、第11號、第12號所載)。

輸入割當制はかくの如く最近における全く新たなる經驗である。それ故に之を實施するに當つては、之に關聯して多くの問題が繼起してくる。

第一の問題は、かくの如き割當制の實施は、謂はゆる最惠國約款の規定に違反せざるか否かの問題である。之については既に早く國際聯盟の問題となり、¹⁾ また Brinkmann 教授および Bailey 氏の研究も發表されてゐるから、茲では詳論しないこととするが、要するに輸入割當制の内容如何によつては、最惠國約款に違反することゝもなり、違反せざることもなるであらう。例へば接壤國に對する陸上搬入の割當を規定したりとて、遠隔の第三國に對しては何等の損害を與ふべしとも考へられず、また各國への輸入割當を合理的なる過去の基準に従つて比例的に割當てたりとて、實質的には最惠國約款に違背せりとは斷じ難いであらう。

第二の問題は、一定商品の輸入總量の決定に關する。理論的には、國內消費量から國內生産量を控除せる殘量をもつて、外國からの輸入總量となすべきものではあるが、現實の問題としては必ずしも單純ではない。即ち國內消費量も國內生産量も、決して絶對的に豫定されたるものではないから、何を標準として之を決定すべきか問題となる。現實には過去の數字を基礎として決定される場合が多いけれども、この場合にも過去の何れの年または如何なる範圍の平均數字に據るべきかは問題であり、また多少の程度に國內消費の抑制を計り、または國內生産の奨勵を計るとせば、たゞ過去の數字をそのまゝに採用すべきか否かも問題であらう。次に輸入總量に關聯し

- 1) League of Nations, Recommendations of the Economic Committee relating to Tariff policy and the Most-Favoured-Nations Clause, 1933.
- 2) Brinkmann, C., Meistbegünstigungsklausel und Kontingent (Weltwirtschaftliches Archiv, Jen. 1934)
- 3) Bailey, S. H., Reciprocity and the Most-Favoured-Nation Clause (Economica, No. 42, Nov. 1933.)

ておこる他の問題は、この數量をもつて絶對的の輸入數量となし、之を超過する數量は絶對的に輸入を禁止するか、またはこの數量までは比較的に低率の關稅を課し、之を超過する數量に對しては、高率の關稅を課する方法によるか、前者は純粹なる輸入割當制であり、後者はそれと關稅との複合制度である。⁴⁾ 何れによるべきかは、具體的・特殊的に考慮して決定さるべき問題であらう。

第三の問題は、對外的割當に關聯しておこる。まづ對外的割當をなすべきか即ち輸入先の各國にそれ／＼一定の數量を割當てるべきか、またはたゞ輸入總量だけを決定するにとゞめて、輸入先を自由に選擇せしむべきかの問題がおこる。單に輸入を制限しまたは國內生産を保護するだけの目的ならば、必ずしも對外的割當を必要としないであらう。併しながら第一に、輸入制限をより確實に實現するためには、更に之を各國に割當てるに如かず、第二に、輸入割當制に他の目的を附加する場合、例へば相手國に多少の差別待遇を與へんとする場合には、また對外的割當を行はねばならぬ。この場合に各國に對して均分の割當を行ふならば、問題は比較的に簡單ではあるが、併し均分の割當は必ずしも公正なる割當と言ふことは出来ない。そこで現實には何等かの標準に従つて、各國に向つて異なる割當を振り向けることとなるが、然らばその標準は何に據るべきか、この場合にもまた過去の數字に根據を求むる外ないが、問題は過去の數字を如何に採るべきかにある。例へば過去十年間の平均を採る場合と、五年間の平均を採る場合と、最近の一、

4) Dietrich, *ibid.*, p. 666.

5) Bailey, S. H., Reciprocity and the Most-Favoured-Nation Clause. (*ibid.*, p. 433)

二年を採る場合とにより、殊に最近の如き國際經濟の變動時代にあつては、各國の割當てらるべき數量に著しき相違を生ずるであらう。而も何れの數字をもつて最も合理的となすべきかは、必ずしも明らかでない場合が多いから、この問題は謂はゆる『基準年度』の問題として、實際上には最も困難な問題の一つを成すことが多い。^(註) 即ち基準年度を如何に採るかの問題は、第一に國內生産者と外國輸出業者との間、第二に外國輸出業者の相互の間に、截然たる利害關係を有するからである。従つてまたこの點を利用して、輸入割當制による差別待遇を、外見上に合理化せんとする企てが試みられることとなる。

(註) 例へば最近の日英會商では、『協定地域』の範圍に關する主張の相違によつて行詰り、まだ『基準年度』の問題にまで進んでゐないが、傳へられる所では吾國は一九三三年を基準として主張し、イギリスは一九三〇—三二年を基準として主張せんとするものと様である。果して然らば、この點でもまた困難なる對立をなすものと言はねばならぬ。

第四に、對外的割當に關聯して、各國の割當を確保せしむる方法として問題となるのは、その相手の輸出國における官吏または民間團體との連絡方法である。即ち相手國の内部において、その國に割當てられたる數量を、さらに輸出業者または生産業者の間に割當てるならば、その國への割當量は確實に維持されるであらう。現にフランスでは、諸外國の官吏または産業團體に對して、フランスへの輸出を割當つべき權限を委任せるものが極めて多い。左に最近の狀態を表示する。⁶⁾

相手國 割當種目の數

官吏または産業團體の數

6) Dietrich, *ibid.*, p. 669.

ド	イ	ツ	三一	商工會議所四、産業團體二九
ベル	ギ	一	一九	勞働産業大臣、農務大臣、商工會議所一、産業検査官、國際製鋼カルテル、産業團體六、割當委任官二
オースト	リヤ		一二	ウィーン商工會議所、産業團體六
チエコ	スロヴァキア		八	商工大臣、産業團體七
イ	ギ	リス	七	産業團體六、マンチエスター商工會議所
イ	タ	リ	六	組合大臣、産業團體三、パリ化學製品所
ネザ	ー	ランド	四	オランダ税關長、外務大臣、輸出組合二
アメリカ	合衆國		二	在パリアメリカ商工會議所、産業團體一
ス	イ	ス	一	聯邦經濟省
ポー	ランド		一	パリ化學製品所

併しながらこの制度に對しても種々の問題がある。之によつて輸入割當制に伴ふ種々の煩鎖な事務的勞務を免れるの長所はあるが、同時にまた種々の缺陷をも免れ得ない。その主要な缺陷は、第一に輸入品その他に關する自國の選擇權を、舉げて外國人に委任するの結果となり、從つてまた輸入價格を統制するの機會を外國人に與ふることとなる。第二に各國に對する割當の實施が不公平となるを免れない。何となれば、右の制度を有する相手國では、その國の官吏または産業團體の査定によつて、割當數量を輸出しうるに反し、然らざる他の相手國では、全く偶然的に輸出することとなるからである。

第五の問題は、對內的割當に關するものである。この場合にもまた全く對內的割當を行はずし

て、輸入業者をして先づ自由に輸入せしめ、規定の輸入總量に達するに及んで、それ以上の輸入を禁止することによつても目的を達することが出来る。けれどもこの方法では外國の輸出業者および國內の輸入業者をして、『獅々の分け前』に與らんとして急激に輸入を急がしめて、その業態を動搖せしめ事業を不安ならしむる傾向を免れないのみならず、稍もすれば輸入を過剰ならしむる虞が多い。それ故に實際には國內の輸入業者に向つて、割當をなすこととなるが、この場合にもまた過去の數字を基準とし、輸入總量の幾分を新興業者のために留保しおき、その大部分を従來の取扱量に比例して割りあてることとなる。國內輸入業者に割當てる方法は、フランスでは主として農産物に適用せられ、農務省の中に専門委員會を設けて統轄し、その下に小委員會を設けて割當による輸入を許可する。また一九三三年三月に實施せられた品目については、税關が輸入許可を與ふるに先だち、フランス生産業者聯合會の承認を経べきこととなつてゐる。この方法は輸入總量を規定通りに確保するためには有効ではあるが、輸入競争を減殺することとなるから、最も有利なる輸入をなし得るか問題であらう。

第六は割當制の期間の問題である。最初に述べたる如く、輸入割當制は今日では尙ほ一の緊急處分として行はれるから、普通には期限附で實施される。そこでこの期限の長短が先づ問題となる。フランスでは種目によつて種々異なり、短きは一ヶ月から、長きは一年に及び、その間において長短各々相違するが、三ヶ月をもつて最も普通とする。トルコでは一九三二年十一月以來、

7) Dietrich, *ibid.*, p. 666.

原料品を除く大部分の輸入品に對して、月々の輸入割當制を實施しつゝある。⁸⁾一ヶ月毎の割當では、餘りに短期に失して、事務の煩雜を伴ひ、且つ輸出入業者を不安ならしむるに反し、一ヶ年では餘りに長きに失して、事情の變化に應じて改更する場合に不便である。それ故に普通は三ヶ月をもつて適當とし、必要に應じて更新することゝする。更に必要ある場合には、之を細分して一ヶ月毎の割當をなし、また生鮮食料品の如きは、毎週ごとの割當を定むることさへある。かくの如き季節的割當は、三ヶ月または一ヶ年の總量を確保する上にも必要である。例へば一ヶ年の輸入總量を確實に知るためには、少くともその期間の最後の瞬間よりも多少の時日だけは後れるから、若干日數の後に至つて始めて規定數量に合致せるか否かを確かめうべく、從つて必ずしも正確なる合致を望み難いからである。この場合には更に之を季節的に小分して、各短期間毎に規定數量と現實數量との接近を計らねばならぬ。最後に期間に關聯して問題となるは、割當制の遡及力を認むるか否かにある。フランスでは殆んど多くの場合に、最初の割當には或期間の遡及力を認め、そのため外國輸出業者の不滿を買つたこともあるが、之は更新の場合には全く無くなる問題である。

以上の如き種々の問題について、今日はまだ一の試練期に屬し、現にフランスの如きも、あらゆる變化をもつて種々の商品に實施を試みつゝある。それは商品の種類により、事情の如何により具體的・特殊的に決せらるべく、今日ではまだ一般的に論斷さるべき時期に達してゐないと思

8) Bailey, *ibid*, p. 435, note.

はれる。

四、割當制に伴ふ反響

輸入割當制の如き新制度の創始せらるゝ場合には、必ずや既存制度の上に成立してゐる利害關係と衝突して、之によつて利益するものゝある代りに、また損害を蒙むるものゝ生ずるを免れない。従つて各方面に種々の反響を呼ぶこととなるが、いま具體的にフランスの場合において、それがフランスの内外に對して、如何なる反響を齎したかを見ることとする。

第一に對外的反響として問題となつたのは、さきに述べたる最惠國約款への影響に關する點と、實施上の技術的困難に關する點との二つに分けることが出来る。前者の例としては、パリに駐在するアメリカ合衆國の商務官エツヂ氏から、當時の首相兼外相タルヂュ氏に提出された抗議を擧げることが出来る。この抗議の結果として、兩氏の間には外交的折衝が行はれ、その結果アメリカに對して一の覺書を交付することとなつた。之によれば輸入割當制に關する總ての點において、アメリカに對し最惠國取扱を保證することとし、且つその商品については、一九三一年のアメリカ割當率を一〇%以下に減ぜざること、この年の現實の輸入量が一〇%以下なるときは、それを基準としてそれ以後の割當を決すべきこととなつてゐる。その後は同様の協定は、オーストリア、エストニア、スイス、スエーデン等の諸國との間に成立し、何れもフランスはその輸入割當

制によつて、全體としても一定商品においても、決してその國からの輸入を一定の割當率以下に減少せざるべきことを約束してゐる。

第二に對内的反響としては、多くの場合と同様に、反對論と賛成論とが二方面から擧げられた。フランスの貿易關係業者即ち輸入業者・運輸會社・港灣業者および輸出業者は、型の如く反對を叫んで抗議した。その理由とする所は、輸入割當制は外國の報復を呼ぶから、フランス貿易にとり有害であること、貿易上の爲替の急激な減退を呼ぶこと、物價變動を激成すること、並びに一般的に國家の産業干涉を強めること等にある。更に進んで彼等は、輸入割當制そのものに内在する缺陷として、割當率決定の基礎となれる評價の不完全なること、關稅收入の減退すること等を指摘して反對してゐる。かくして一九三二年には、極端なる保護主義に反對して、フランス輸出工業聯盟を結成し、一九三三年四月にはその國際會議を開いて、經濟的軍備撤廢を期するために、常設委員を任命することゝなつてゐる。²⁾

然るに之に對しては他方に反對の主張がある。例へば右の抗議に對する反駁として、フランス商工大臣に提出されたナンシー商工會議所の主張の如きこれである。曰く

『若しもかくの如き(輸入割當制撤廢の)提案が政府によつて採擇されようものならば、その結果は疑もなく、即刻にわが東部の冶金工場を閉鎖せしめ、多數の勞働者を失業せしむるの恐ろしき結果を齎らし、延いては勞働者の生活必要品を生産する工場を同様に閉鎖せしめるであらう。』

『われわれは輸入割當制をもつて、わが國內市場に對する唯一の有効な現實の擁護策として、之を維持されんことを切望する。』

1) Dietrich, *ibid.*, p., p. 671-672.

2) Dietrich, *ibid.*, p. 672.

他方に關稅は、租稅の加重された爲めに、戰前に比しては相對的に半減されてゐるから、之をも改訂されんことを切望する³⁾』

『フランス生産業者聯合會』もまた割當制を支持する。彼等の主張に従へば、輸入割當制は世界經濟の安定するまでは、或種の産業を保護するために必要である。他の種の産業に對しては、生産者の國際的協定によつて成立する割當制が望ましく、更に他の種の産業に對しては、關稅戰爭の完結したる後に、關稅引上げを必要とするであらう。たゞ現在においては、世界の低物價に對する防衛手段として、輸入割當制を必要と言ふ。要するに國內生産者の立場においては之を支持し、貿易關係業者の立場においては之に反對するといふ二つの對立を暴露するものに外ならぬ。而して國民經濟全體の立場にたつ國家または政府は、言ふまでもなく斯くの如き當業者の自衛的見地に捉はるゝことなく、國民的見地において問題を考察せねばならぬが、この見地においても一般的・抽象的に輸入割當制の是非を斷定することは出来ない。問題を具體的・特殊的に考察するに當つては、第一に現實の世界經濟におけるその國民經濟の地位を具體的に把握することゝ、第二にその輸入割當制の具體的内容の如何を検することが緊要である。例へばフランスが現在の國際的地位において、その金本位制を維持してゆく限り、この程度の輸入割當制を實施することは、その國民經濟を維持するためには必要であらうと思はれるが如き是である。

五、自主的割當と協定的割當

3) Dietrich, *ibid.*, p. 673.

いよいよ輸入割當制を実施せんとするに當つて、その手續において最も問題となる點は、之を全く一方的に自國の自由に決定し實施する所の自主的割當方法を探るか、相手國との折衝を経てその了解の下に實施する所の協定的割當方法を探るかの問題である。フランスにおいては、或る割當は全く自主的に決定され實施されたが、工業品の大部分については、相手國たるドイツ、ベルギー、チエコスロバキア等の産業家との折衝の結果、その了解の下に實施された。特にドイツに對しては、かのラバール、ブリアン兩氏のベルリン訪問の後、一九三一年九月に設けられた佛獨經濟委員會の仲介の下に、折衝を續けて了解を得ることゝなつた。即ち之は兩國の産業家同志の交渉の結果である。そこでこの種の協定的割當は、その成立事情の異なる所から、前の自主的割當とは全くその性質を異にする場合がある。之について商工大臣デュラン氏の言ふ所は興味がある。曰く、

『……併しながら兩者を區別することが必要である。即ち或るものは一方的宣言によつて權威づけられた割當制であり、これは專斷的であり且つ不安である。然るに他のものは、わが國の産業家と外國産業家との折衝の結果一致せる協定に過ぎない。この種の割當制は大いに異なるものであり、次の條件の下に生産および貿易を組織化する手段であると考へられる。即ち一般利益の擁護者をもつて任ずる政府は、かゝる割當制に對して常に統制權を保有し、その裁可を或は承認し或は拒否することが出来るといふ條件これである。』

國際主義から國民主義への動向に乗つて、その國民主義にたつ關稅主義を、更に一段と強化せしめたのがこの輸入割當制であるから、之を國際的協調の上に成立せしめんとすること自體が、

1) Dietrich, *ibid.*, p. 670
2) Dietrich, p. 670, note.

すでに一つの矛盾であり、これは本来の性質上から必然に、自主的・専斷的・一方的に制定さるべきものではある。併しながら現實の問題としては、一は前述の最惠國約款との關係から、二は諸外國の報復手段を恐れる所から、多くは協定的割當を試みることとなる。

一九三二年九月ドイツのパーベン内閣によつて計畫された輸入割當制が、遂にその實現を見ずして葬られることとなつた直接の原因は、主としてその關係諸外國との折衝に挫折したからであると言はれる。³⁾ 即ちこの立案も前述の自主的割當を採らず、協定的割當の方法を採らんとし、これに失敗せるものである。そこで問題は、フランスにおいて多くの協定的割當が成功し實施されてゐるに拘らず、ドイツにおいては同じ方法が、何故に失敗したかといふ點にある。そこには種々の理由もあらうけれども、いま兩者を比較して見る時は、その間に重要な相違があり、その相違のために、斯くの如き結果の相違を來たすに至つたものではないかと思はれる。

第一の相違は、輸入制限の程度上の相違にある。輸入割當制は何れの場合でも輸入を制限せんとするものではあるが、併しそこにはたゞ消極的に、從來の程度の輸入は許し、寧ろ將來の輸入増加を抑へんとする消極的制限と、積極的に從來の程度の輸入數量をも削減せんとする積極的制限との相違がある。いまドイツに計畫された農産物の輸入割當制について見るに、これは一定の農産物に對して、積極的に而も大なる程度に、從來の數量を制限せんとするものであつた。即ち傳へられた所によれば、一九二九—三一年の三ヶ年の平均輸入數量を基準として、その三〇%乃

3) 四宮恭二氏、獨逸に於ける農産物輸入割當問題 (大阪商科大学經濟研究所、經濟時報 第5卷、第12號、P. 13.)

至四〇%にまで制限せんとするものであつたらしい。⁴⁾然るにフランスにおいては寧ろ消極的制限に近く、一般的には諸外國の爲替ダンピングに對する防衛手段と認められるからである。たゞし一九三四年に入つて新たに強化された割當制では、多數の工業品に對し積極的に制限の程度を大いに高めてゐる。何れの相手國といへども、從來の輸出量の三〇—四〇%にまで制限せんとする提案に對しては、容易に承認を與へ得ざるは當然である。之に反して少くとも從來の輸出程度に制限せんとする提案ならば、之を絶對的に拒否する理由に苦しむであらう。

第二の相違は、輸入割當の方法上の相違にある。ドイツの立案はたゞ自國の輸入業者に對して、從來の取扱量に比例する割當を行はんとするに過ぎず、相手國毎にその割當量または割當率を規定するものではなかつた。⁵⁾従つてドイツにとつては各國をして相互に競争せしむる利益あるだけ、各國にとつては極めて不利にして且つ不安なる地位に曝されることとなる。然るにフランスの多くの場合におけるが如く、對內的割當から進んで對外的割當までも規定し、各國の割當量または割當率を過去の數字に比例して定むる場合には、その基準年度等については多少の問題はあり得ても、之を絶對的に拒否することは困難であらう。その實例としてアメリカ合衆國との間に折衝の行はれた事實については、すでに述べたる所である。

第三の相違は、割當協定の方法上にも發見されるやうである。フランスにおける多くの場合には、主として先づ兩國の當業者同志の折衝に待つたやうである。然るにドイツの場合には、直接

4) 四宮恭二氏、前掲論文、(經濟時報、第5卷、第11號、P. 29.)
5) 四宮恭二氏、前掲論文、(經濟時報、第5卷、第11號、P. 29.)

に政府から交渉委員を派遣して折衝せしめてゐる。勿論これはその産業の種類により相違するところもあるべく、例へば農産物にあつては工産物における程には、當業者間の交渉は容易に行はれ難いであらう。何れにせよ政府の一方的意思によつて宣言する自主的割當ならば兎も角、少くとも各國の承認を得たる協定的割當に據らんとする以上は、實效的方法に據らねばならぬこと言ふまでもない。

およそ斯くの如き諸點が、成功せるフランスの協定的割當と、失敗せるドイツのそれとの間に發見さるゝ一般的特徴であらう。固より今日の國際經濟における兩國の地位の相違も考へねばならず、その他に政治上・外交上の諸原因も考慮せねばならぬこと勿論ではあるが、姑らく輸入割當制そのものに關する諸原因を求むるならば、およそ以上の諸點を指摘することが出来るであらう。

六、結

論

貿易統制の新たな方法としての輸入割當制は、今日ではまだ一の試練期にある。戦後の永續的不況と最近の世界恐慌を打開するに當つて、國際的協力の殆んど絶望となつた今日において、再び戦前の自由貿易に復歸することは、近き將來には殆んど不可能であらう。従つて各國がおのの自國の産業を保護または救済するために、國內市場の擁護を絶対に必要とし、そのために傳統

的の關稅障壁を高化する一方に、更に進んで直接有效なる割當制度を創設するに至つたことは、今日の國際狀勢においては寔に必然の勢であると言はねばならぬ。

固より輸入割當制にも種々の問題の存することは、論じ來れる所であるが、在來の關稅政策に比すれば、理論上より有效なる保護政策であることは疑ない。たゞに理論的に然るのみならず、之をフランスの實蹟に徴するも、保護の目的を有効に達成しつゝありと言はれる。即ち一九三二年の輸出は三五%、輸入は二九%の減退を示してはゐるが、併し同時に工業品の輸入は四〇%の減退を示してゐる事實、輸出は奢侈品を多く含み從つて世界不況の打撃の甚大なる事實、並びに世界物價に對するフランス物價の關係等を考慮する時は、右の結果は寧ろ成功であると言はれる。¹⁾固より之は輸入割當制にのみ歸せらるべきではなく、關稅政策その他の保護政策の合成果には相違ないが、併し割當制の効果もまた没すべきでない。從つてフランス議會も關稅委員會も、割當制の撤廢を肯んぜず、之をもつて永續的の貿易政策の手段となさんとする氣運が濃厚である。

輸入割當制に對する批判は、一は前述の如く之によつて影響せらるゝ利害關係者の側より、贊否の兩論が對立してゐる。即ち國內生産者は之を支持し、貿易關係業者は之に反對する。國民一般の利益を代表する政府は、斯くの如き利害關係者の自衛的見地に捉はるゝことなく、國民全體の大局的見地から、之に對する態度を決定せねばならぬこと言ふまでもない。

併しながらこの場合にもまた二つの異なる立場が對立しうる。一は古き自由主義にたつ放任經

1) Dietrich, *ibid.*, p. 673.

濟の立場、二は新しき統制經濟の立場これである。放任經濟の自由主義から見れば、輸入割當制の如きは多くの批判を免れない。例へば制定の手續を法律的に見れば、國民立法權の篡奪であり、經濟的に見れば甚だしき政府の干涉である。また各國からの輸入競争を自ら制限し、過去の數字に捉はれて新たな私的創意を抑壓し、煩雜なる手續を規定して私的活動を拘束する等々、およそ自由主義の立場においては、是認さるべき何ものをも有しない様である。

併しながら現實の事實における自由主義の發展は、今日ではすでに自由主義そのものを止揚して、私的統制の域にまで進んでゐる。何れの國においても輸入の大部分は、少數の巨大な商業資本またはそのカルテル組織の手に落ちてゐるとすれば、この私的統制に對して國民全體の見地にたつ公的統制を加へんとする割當制度の如きは、もはや自由主義か統制主義かの對立からのみ見らるべきものではなからう。

何れにせよ割當制度はすでに今日では世界の事實である。この事實を見てわれ／＼は、これまで統制經濟の比較的困難とされてゐた商品配給組織ことにその外國貿易においてさへ、事實の進展は理論を置きざりにして、着々と統制事實の進捗しつゝあることを認めざるを得ない。従つて輸入割當制の問題は、最近に問題となりつゝある輸出割當制と共に、統制經濟の一面としての貿易統制の問題として見る時、特に興味の深さを覺えるものである。(九・三一〇)